

III　IIに掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

1．土地利用に関する法律等の適切な運用

国土利用計画法など、土地利用関係法令の適切な運用により、総合的・計画的な整備を推進します。

2．地域整備施策の推進

地域における個性を活かしつつ、地域間の機能分担と交流・連携を促進し、地域の活性化と自立的な発展を図ることを通じて、町土の均衡ある発展を目指します。そのため、地域の特性に応じた地域整備施策を推進することにより、地域の実態に応じた有効な土地利用を進めています。

3．町土の保全と安全性の確保

イ 町土の保全と安全性の確保のため、水系ごとの治水施設等の整備と流域内の土地利用との調和、風水害、土砂災害等への対応に配慮しつつ、適正な土地利用への誘導を図るとともに、町土保全施設の整備を推進します。

特に、今後高い確率での発生が予想される宮城県沖地震など大規模地震による被害を最小限にする町土づくりに資するため、木造住宅や公用施設等の耐震化を促進します。

ロ 森林の持つ町土保全機能等の向上を図るため、間伐等の森林の整備、治山施設の整備等を進め、森林の管理水準の向上を図ります。

その際、手入れの不十分な森林の増加を防ぐため、森林管理への住民の理解と参加、林業の担い手の育成、山村における生活環境の向上を図るなどの基礎条件の整備を推進します。

ハ　人口、産業及び諸機能の集積している市街地等においては、地域の防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化、危険地域についての情報の周知等を図ります。

4. 環境の保全と美しい町土の形成

イ　地球温暖化対策を加速し、低炭素社会の構築を目指すとともに、良好な大気環境の保全を推進するため、公共交通機関の整備や円滑な交通体系の構築に取り組み、環境負荷の小さなまちづくりに向けて、適切な土地利用を図ります。また、二酸化炭素を吸収する機能を有する森林などの緑の適切な保全・整備等を推進します。

ロ　循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを一層進めるとともに、発生した廃棄物の適正な処理のため、環境の保全に配慮しつつ、必要な用地の確保を図ります。また、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努めます。

ハ　生活環境の保全を図るため、大気汚染、騒音等の著しい交通施設等の周辺において、緑地帯の設置や環境に適した施設の誘導等により土地利用の適正化を図ります。また、住居系、商業系、工業系等の用途区分に応じた適正な土地利用への誘導を進めます。

ニ 歴史的・文化的な風土の保存、文化財の保護等を図るため、開発行為等の適正な規制を行います。また、地域特性を踏まえた計画的な取り組みを通じて、市街地においては、美しく良好な街並み景観の形成、農村地域においては、田園等の景観の維持・形成を図ります。

ホ 良好的な環境を確保するため、事業の実施段階における環境影響評価の実施や公共事業等の位置・規模等の検討段階において、事業の特性を踏まえた環境的側面の検討を行うこと等により、適切な環境配慮を促進し、土地利用の適正化を図ります。

5. 土地の有効利用の促進

イ. 農用地

生産基盤の整備と優良農地の保全などに努め、基盤の整備を計画的に推進します。また、効率的かつ安定的な農業経営の担い手への農用地の集積を図ります。

ロ. 森林

その多面的機能が高度に発揮されるよう、適切な整備・保全を行います。また森林の持つ公益的機能を活かし、学習・交流・レクリエーションの場として活用します。

ハ. 水面・河川・水路

総合的な治水・利水に努めながら、親水空間としての整備に努めます。

ニ. 道路

村田 IC や村田 JCT がある町として、町内はもとより近隣市町からのアクセ

ス改善に努め、県道バイパスなど幹線道路と住民の暮らしに密着した生活道路の整備を行います。長期的展望のもとに、道路の有機的ネットワークの形成に努め、利便性の向上を図ります。

ホ. 住宅地

農地や森林との調和を図るとともに、既存住宅の有効活用を図りながら住宅基盤の整備に努めます。また、工業用地については、まちの交通利便性を活かし、引き続き企業の誘致に努め、工業用地の確保に努めます。その他の宅地については、生活利便性の向上や産業活動の振興を図るため、低未利用地の再利用を推進しながら、中心市街地の整備を図ります。

ヘ. 低未利用地

低未利用地のうち、耕作放棄地については、町土の有効利用及び農村環境保全の観点から、周辺土地利用との調整や地域住民の理解を得ながら、農用地への復元を促進します。

市街地における低未利用地については、町土の有効利用及び良好な都市環境の形成の観点から、新たな土地需要がある場合には優先的に再利用を図る一方、状況に応じて自然と共生する計画的かつ適正な活用を促進します。

ト. その他

計画的に公共施設用地を確保し、公共施設の適切な配置と機能の充実に努めます。

6. 土地利用転換の適正化

土地利用の転換を図る場合には、いったん転換した土地を元の地目に戻すことは容易ではないことから、その影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、その他の自然的・社会的条件を考慮して適正に行います。また、転換途上であっても、これらの条件の変化を考慮して必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講じます。

イ. 農用地

無秩序な転用を抑制し、農業以外の土地利用との計画的な調整を図りつつ、優良農地が確保されるよう十分考慮します。

ロ. 大規模な土地利用転換

影響が広範囲に及ぶ恐れなどを事前に十分調査し、住民の安全や自然環境の保全を図ります。また、町の基本構想に基づき、本町の将来像の実現を目指して、計画的な地域づくりに努めます。

ハ. 農地と宅地の混在している地域等

都市計画制度や農業振興地域整備計画制度等の適正な運用等により、農用地、宅地等相互の土地利用の秩序ある共存を図ります。

7. 町土に関する調査の推進

町土の適切で有効な利用を図るため、必要に応じて町土に関する基礎的な調査を実施します。また、本計画を含めた土地利用に関する情報を積極的に公開し、住民の協力と参加を得ながら、適切な土地利用の実現に努めていくものとします。